

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 役員等
 - 第 1 節 役員（第 8 条－第 14 条）
 - 第 2 節 理事会（第 15 条－第 18 条）
- 第 3 章 審議機関
 - 第 1 節 経営審議会（第 19 条－第 21 条）
 - 第 2 節 教育研究審議会（第 22 条－第 24 条）
- 第 4 章 業務の範囲及びその執行（第 25 条・第 26 条）
- 第 5 章 資本金等（第 27 条・第 28 条）
- 第 6 章 雑則（第 29 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、地域を担う自立した人材を育成するとともに、研究の成果を地域に還元し、もって県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第 2 条 この公立大学法人は、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第 3 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、長野県立大学（以下「県立大学」という。）を長野市に設置する。

（設立団体）

第 4 条 法人の設立団体は、長野県とする。

（事務所の所在地）

第 5 条 法人は、事務所を長野市に置く。

（法人の種別）

第 6 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第 7 条 法人の公告は、長野県報への登載又はインターネットの利用（以下この条において「県報登載等」という。）により行う。ただし、天災その他の事由により県報登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその県報登載等に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議を経るものとする。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長野県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 県立大学の学長（以下この章及び次章において「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

- 2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下この条において「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長の任命は、選考会議の選考に基づき、理事長が行う。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で構成し、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 第19条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者3人
 - (2) 第22条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者3人
- 6 前項第1号の規定により委員となった者のうち1人以上は第19条第2項第4号に掲げる者でなければならない。
- 7 選考会議に議長を置き、選考会議の委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、法人の役員又は職員（教員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

第13条 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、2年とする。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 補欠の役員（副理事長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際法人の役員又は職員でなかったときの第12条第2項の規定の適用については、その再任の際法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(議事事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び決算に関する事項
- (5) 県立大学の学部、学科その他重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる者8人以内の委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 法人の役員又は職員でない者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該職の任期とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）その他経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 県立大学の学部、学科その他重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者15人以内の委員で構成する。

- (1) 学長

- (2) 副学長を置く場合は、副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項各号に掲げる委員のうち任期に定めのある職にある者の任期は、当該職の任期とする。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第23条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の委員の総数の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、県立大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、県立大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事及び評価の基準に関する事項（法人の経営に関する部分を除く。）
- (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他県立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う教育研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 県立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 26 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第 5 章 資本金等

(資本金)

第 27 条 法人の資本金は、長野県が別表第一及び別表第二に掲げる資産を、長野市が別表第三に掲げる資産をもって出資するものとし、当該資本金の額は、別表第一及び別表第二に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として長野県が評価した価額及び別表第三に掲げる額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 28 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を長野県及び長野市に帰属させる。

2 前項に規定する残余財産の分割については、長野県及び長野市が双方協議の上、決定する。

第 6 章 雑則

(規程への委任)

第 29 条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の県立大学の学長の任命等に関する特例)

2 県立大学の設置後最初の県立大学の学長の任命は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

4 附則第 2 項の規定により任命された学長の任期は、6 年とする。

(短期大学の設置等)

5 法人は、第 3 条及び第 25 条第 1 号に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において、長野県短期大学条例を廃止する条例（平成 29 年長野県条例第 53 号）による廃止前の長野県短期大学条例（昭和 39 年長野県条例第 20 号）第 2 条に規定する長野県短期大学に在学する者が当該短期大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、長野県短期大学（以下「短期大学」という。）を長野市に設置し、これを運営する業務を行う。

6 短期大学は、前項に規定する者が在学しなくなる日に廃止するものとする。

(短期大学学長選考会議)

7 第 11 条第 2 項に規定するもののほか、前項の規定により短期大学が廃止されるまでの間（以

下「短期大学存続期間」という。)において、法人に短期大学の学長選考会議（以下「短期大学学長選考会議」という。）を置く。

- 8 短期大学の学長の任命は、短期大学学長選考会議の選考に基づき、理事長が行う。
- 9 前項の規定により任命された短期大学の学長の任期は、法人の規程により定めるものとする。
- 10 短期大学の設置後最初の短期大学の学長の任命は、附則第8項の規定にかかわらず、短期大学学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 11 前項の規定により任命された短期大学の学長の任期は、2年とする。
- 12 附則第8項又は第10項の規定により任命された短期大学の学長が、第11条第3項又は附則第2項の規定により任命された学長と異なる者である場合には、第8条第2号の規定にかかわらず、法人に副理事長を2人置くものとし、当該短期大学の学長は、副理事長となるものとする。
(準用規定等)
- 13 第11条第5項から第9項までの規定は、短期大学学長選考会議について準用する。この場合において、同条第5項第2号中「同条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは、「附則第14項に規定する短期大学教育研究審議会」と読み替えるものとする。
(短期大学教育研究審議会)
- 14 短期大学存続期間において、第22条第1項に規定するもののほか、短期大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に短期大学教育研究審議会を置く。
- 15 第22条（第1項及び第2項第3号を除く。）、第23条及び第24条の規定は、前項に規定する短期大学教育研究審議会について準用する。

附 則

(施行期日)

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

(別表第一) (第27条関係)

土地

所在地	面積 (平方メートル)
長野市三輪八丁目 328 番 1	161.00
長野市三輪八丁目 685 番 1	711.00
長野市三輪八丁目 686 番 1	664.00
長野市三輪八丁目 686 番 2	12.00
長野市三輪八丁目 690 番 1	672.00
長野市三輪八丁目 690 番 2	12.00
長野市三輪八丁目 692 番 6	3.58
長野市三輪八丁目 692 番 7	1.67

長野市三輪八丁目 692 番 8	2.69
長野市三輪八丁目 692 番 9	3.37
長野市三輪八丁目 724 番 1	1,063.00
長野市三輪八丁目 737 番 2	320.00
長野市三輪八丁目 738 番	462.00
長野市三輪八丁目 1660 番	15,072.00
長野市三輪八丁目 1664 番 1	13,112.00
長野市三輪八丁目 1664 番 2	445.00
長野市三輪八丁目 1664 番 3	167.00
長野市三輪八丁目 1664 番 5	279.00

(別表第二) (第 27 条関係)

建物

所在地	名称	構造	延べ床面積 (平方メートル)
長野市三輪八丁目 1660 番地、長野市三 輪八丁目 1664 番地 1、長野市三輪八丁 目 1664 番地 5、長野 市三輪八丁目 724 番 地 1	校舎	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階付 4 階建	17,256.48
	渡り廊下	鉄骨造平家建	32.52
	動物飼育・解剖室	鉄骨鉄筋コンクリート造 平家建	32.12
	教養棟	鉄筋コンクリート造 3 階 建	1,775.04
	渡り廊下	鉄骨造平家建	54.89
	図書館	鉄筋コンクリート造 2 階 建	1,020.21
	多目的学生会館	軽量鉄骨造平家建	135.94
	学生寮	鉄筋コンクリート造 3 階 建	1,167.30
長野市大字南長野 字十念寺裏 614 番地 1、長野市大字南長 野字聖徳 603 番地	大学寮	鉄筋コンクリート造 4 階 建	6,524.10

(別表第三) (第 27 条関係)

現金 1,000,000,000 円